

「やまなし県央連携中枢都市圏」
医療・介護資源情報システム構築及び運用業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

甲 府 市

「やまなし県央連携中枢都市圏」医療・介護資源情報システム
構築及び運用業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

高齢化の進展に伴う在宅医療・介護の需要の増加や、在宅医など医療・介護関係者の人材不足が全国的な課題となっている中、甲府市を含む9市1町（甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市及び昭和町。以下「構成自治体」という。）による「やまなし県央連携中枢都市圏」の形成を契機として、圏域で連携を強化する中で、効率的な在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進していく必要がある。

本業務は、当該取組の一環として、ICTを活用した構成自治体の医療・介護資源情報システムの構築・運用により、広域での在宅医療・介護連携を推進することを目的とするものである。

については、公募型プロポーザル方式により優れた提案を広く求め、価格評価のみならず内容等を総合的に判断し、最も優れたプロポーザルを行った事業者を本業務の優先交渉権者とする。

2 公募型プロポーザルの概要

(1) 名称

「やまなし県央連携中枢都市圏」医療・介護資源情報システム構築及び運用業務

(2) 業務内容

別紙『「やまなし県央連携中枢都市圏」医療・介護資源情報システム構築及び運用業務仕様書』（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務委託期間

- ・構築業務 契約締結日から令和5年10月31日まで
- ・運用業務 令和5年11月1日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税等を含む）

金23,684,000円

内訳	令和5年度（構築及び運用業務）	8,694,000円
	令和6年度（運用業務）	7,495,000円
	令和7年度（運用業務）	7,495,000円

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、後述する提案価格書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

※なお、支払方法は、委託者と受託者の協議の上決定する。

主催及び事務局
 主催者 甲府市
 事務局 福祉保健部 健康支援室 健康政策課
 山梨県甲府市相生2丁目17番1号
 電話:055-237-5484
 メールアドレス:kenkouss@city.kofu.lg.jp

3 プロポーザルスケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは、次のとおりとする。

内 容	期 日
告示(公募開始)	令和5年5月26日(金)
第1回質問受付期限	令和5年6月2日(金) 午後5時まで
第1回質問に対する回答の公表	令和5年6月7日(水)
参加申込書提出期限	令和5年6月14日(水) 午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和5年6月27日(火) 午後5時まで
選考審査委員会 (プレゼンテーション審査) 優先交渉者及び次点交渉者決定	令和5年7月上旬
審査結果ホームページ公表 審査結果通知の発送	令和5年7月上旬
優先交渉権者との交渉	令和5年7月上旬～7月下旬
契約締結	令和5年7月下旬
構築作業	令和5年8月上旬～令和5年10月下旬
運用開始	令和5年11月1日(水)

4 参加資格要件

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (イ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (ウ) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (カ) 租税を完納していること。
- (キ) 本業務に類似する十分な業績及び能力を有していること。

(2) 参加資格要件確認基準日

本市が参加表明書(様式1)を受理した日から、提案事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

5 参加に係る必要書類の提出

「4 参加資格要件」を全て満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 参加表明に関する書類

名称		様式及び添付資料等
1	参加表明書	(様式1)
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料
3	協力会社に関する調書	(様式3) 該当する場合のみ作成
4	業務実績書	(様式4)
5	誓約書	(様式5)
6	納税証明書	法人市民税等の未納がない書類※

※資格要件(カ)の租税は市区町村民税とし、納期未到来及び延納証明があるものを除き、原則として完納した法人市民税納税証明書を添付すること。本店所在地の自治体が発行する証明書、または甲府市内に営業所等がある場合には、本市の証明書を提出すること。

- (ア) 提出部数 正本 1部
- (イ) 提出期限 令和5年6月14日(水) 午後5時まで(期間中の開庁日のみとする。)
- (ウ) 提出場所 甲府市役所 福祉保健部 健康支援室 健康政策課
- (エ) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は、提出期限日必着とする。)

(2) 企画提案に関する書類

名称		様式及び添付資料等
1	企画提案書(表紙)	(様式6)
2	業務内容に係る企画提案	(任意様式) (イ)作成要領参照
3	機能要件確認書	(仕様書別紙2)

4	業務工程表	(任意様式) ・用紙はA3版、横置き、1枚に記載すること。 ・本市と事業者の役割分担を明示すること。
---	-------	--

(ア) 提出部数 正本 1部、副本 13部

※紙製ファイルに提出書類一式を綴じ、表紙に会社名と件名を明記すること。

※提出書類1～4については、電子媒体(CD-R、DVD-RまたはSDカード)も併せて提出すること。

(イ) 作成要領 ・使用ソフトは Word、Excel または Power point とし、A4縦横書きで片面印刷すること。

・本市が公開した業務委託仕様書の内容を前提として提案すること。

・記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。

・優先交渉権者選考審査基準(以下「審査基準」という。)の評価分類に従い、同様の目次を付与して作成すること。

・審査基準の評価分類ごとに、対象とする提案を行うこと。

・記載は当該項目内で完結すること。当該項目以外に掲載されている記述は、採点の対象とならないことに留意すること。

・提案書に記載する内容は、全て本事業における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。

・実施義務事項ではなく、参考として記載が必要である場合には、【参考】と明示し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除すること。

・提案価格外として記載が必要である場合には、【価格外】と明示し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除すること。

・説明は文章をもって行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。

(ウ) 提出期限 令和5年6月27日(火) 午後5時まで(期間中の開庁日のみとする。)

(エ) 提出場所 甲府市役所 福祉保健部 健康支援室 健康政策課

(オ) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は、提出期限日必着とする。)

(3) 価格提案に関する書類

名称		様式及び添付資料等
1	価格提案書	(様式7) 消費税及び地方消費税等を含む金額であること。 また、本要領の「2 概要(4)」の金額の範囲内であること。

	別途、詳細を示した積算内訳(任意様式)を添付すること。
--	-----------------------------

- (ア) 提出部数 正本 1部
- (イ) 提出期限 令和5年6月27日(火) 午後5時まで(期間中の開庁日のみとする。)
- (ウ) 提出場所 甲府市役所 福祉保健部 健康支援室 健康政策課
- (エ) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は、提出期限日必着とする。)

(4) 書類提出に関する注意事項

- (ア) 参加表明に関する書類、企画提案に関する書類、及び価格提案に関する書類については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないため公告等に示された事項を事前に十分確認してから提出すること。
- (イ) 提出書類について、問い合わせをする場合があるため、確実に連絡のとれる連絡先を様式1及び様式6に明記すること。
- (ウ) 期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。

6 公募に関する質問及び回答について

本業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式8)に記載し、提出すること。

(2) 提出期間

公募開始の日から令和5年6月2日(金) 午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。

電子メールの件名に『「やまなし県央連携中枢都市圏」医療・介護資源情報システム質問書』と明記し、送信後に受信確認のため、事務局へ電話連絡すること。

(4) 提出先メールアドレス

kenkouss@city.kofu.lg.jp

(5) 回答日及び回答方法

令和5年6月7日(水)までに甲府市ホームページへ掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(6) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外の質問には回答しない。なお、口頭による個別対応は行わない。

7 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては『「やまなし県央連携中枢都市圏」医療・介護資源情報システム構築及び運用業務優先交渉権者選考審査委員会』（以下「審査委員会」という。）において、本市が企画提案書審査を行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。

(2) 審査

審査は非公開とし、書類、機能評価及び提案価格について、総合的に実施する。また、審査は書類及び事業者プレゼンテーションにより審査を実施することとし、事業者プレゼンテーション審査については、次のとおり実施する。

(ア) 日時等

令和5年7月上旬 ※詳細は別途通知する。

(イ) 応募事業者の出席者

3名以内

(ウ) 実施方法

- ・提出した企画提案書に関する説明等(プレゼンテーション20分)
- ・質疑応答(概ね10分)※回答は簡潔に行うこと。
- ・プレゼンテーションにおいて必要となる機器は、応募事業者により準備することとなるが、以下の機器は本市において準備しているため、必要な場合は使用可能である。

○本市において準備する機器

プロジェクター、プロジェクター用ケーブル(HDMI/5m)

- ・プレゼンテーションは本市へ提出した企画提案書を用いて行うこと。

(3) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、令和5年7月上旬に文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果(優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称を含む)を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等の協議を行い、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

また、参加表明者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記の協議を行う。

(5) 受託事業者

受託事業者は本市と契約を締結し、受託業務を実施する。

8 参加事業者の失格

参加事業者が、次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。

- (3) 審査の公平性を害する行為や、一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (4) 参加事業者の契約履行が困難と認められる状況に至った場合。

9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、プロポーザルを中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

10 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式9)を使用し、必要書類の提出期限までに事務局へ提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。

11 その他

- (1) 企画提案等、応募に係る一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に本市へ届け出るものとする。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類等を添付すること。
- (3) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、単位通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (5) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等において、本市がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (6) プロポーザルに係るスケジュール変更については、甲府市ホームページへ随時掲載する。
- (7) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断した時は、中止する場合がある。その場合においては、応募に係る全ての経費は本市に請求できない。